

「①松山市富久町 470 番地が含まれる集合地番の地図訂正の図面、②松山市富久町 470 番地の面積が分かる図面」非公開決定

第 1 審査会の結論

令和 5 年 3 月 10 日付けで愛媛県知事（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 公文書公開請求

審査請求人は、令和 5 年 2 月 24 日、愛媛県情報公開条例（平成 10 年愛媛県条例第 27 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、「①松山市富久町 470 番地が含まれる集合地番の地図訂正の図面（以下「文書 1」という。）、②松山市富久町 470 番地の面積が分かる図面（以下「文書 2」という。）」について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 請求に対する決定

実施機関は、本件公開請求に対し、文書 1 に関しては地図訂正は行っていないことから、また、文書 2 に関しては測量を行っておらず、面積も算定していないことから、公開請求された公文書を作成しておらず、保有していないため文書不存在であるとして、令和 5 年 3 月 10 日付けで非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和 5 年 3 月 20 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書で主張する非公開とした理由は、おおむね次のとおりである。

1 公文書非公開決定に係る対象文書（以下「本件公文書」という。）の内容

審査請求人が非公開決定の取消しを求める本件公文書は、松山市富久町 470 番地に関する文書 1 及び文書 2 である。

2 本件公文書を非公開とした理由

松山市富久町 470 番地の地図訂正はしておらず、測量もしていないため、本件公文書は不存在であることから、非公開とした。

なお、審査請求人は公開すべき理由として、「平成 30 年 1 月 15 日に測量した図面が令和 4 年 2 月 1 日から同年 5 月 31 日までの工事（交安第 51 号の 3）で使われている。当該工事において、松山市富久町 470 番地も工事しているため、松山市富久町 470 番地を含む集合地番の地図訂正の図面及び測量における面積のわかる図面があるはず。」と主張しているが、松山市富久町 470 番地の現公図と旧公図（和紙図）を対比し確認したところ、集合地番になっていた経緯はなく、地図訂正はされていない。また、当該工事（交安第 51 号の 3）は、審査請求人所有地の対面地を買収して拡張する工事であり、松山市富久町 470 番地は現況道路のため、当該地番を測量する必要性がない。よって、当該土地の用地測量を行っていないため、面積が分かる図面は存在しない。

第 4 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、文書不存在を取り消し、公文書公開請求に係る公文書の公開を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において主張する審査請求の理由は、愛媛県中予地方局が平成 30 年 1 月 15 日に測量して令和 4 年 2 月 1 日から同年 5 月 31 日の間に松山市富久町 470 番地で工事（交安第 51 号の 3）をしたから図面等はあるはずというものである。

3 審査請求人の反論

実施機関が弁明書で主張する非公開とした理由に対する審査請求人の反論は、おおむね次のとおりである。

- (1) 「地図訂正はしておらず」とあるが、情報公開の中に松山市地番図が付いている。集合番地訂正はしていない。公図は地図訂正がされている。
- (2) 「測量もしておらず」とあるが、平成 23 年 1 月 20 日、北側測量立会になっている。県の文書では隣接地所有者の用地図がある。令和 5 年 5 月に県庁用地課で確認している。
- (3) 「法務局の現公図・和紙図（明治）、集合地番になった経緯はなく地図訂正はしていない、用地測量は行っていない」とあるが、470 番地隣接地所有者との境界の平成 26 年と令和 4 年の公図が変わっている。
- (4) 「470 番地は現況道路、用地測量は行っていない」とあるが、公図では道と現況道路がある。道は地番がない（集合地番ではない）。470 番地は現況道路（登記簿は生石村大字富久になっている。）である。

第 5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求の内容について

本件審査請求の対象となっている本件公文書は、松山市富久町 470 番地に関する文書 1 及び文書 2 である。

また、本件処分において、実施機関が非公開とした理由は、文書1に関しては地図訂正を行っていないことから、また、文書2に関しては測量を行っておらず、面積も算定していないことから、公開請求された公文書を作成しておらず本件公文書不存在のためであり、条例第11条第2項の規定に基づき、非公開の決定をしたものである。

これに対し、審査請求人は、愛媛県中予地方局が平成30年1月15日に測量して令和4年2月1日から同年5月31日の間に松山市富久町470番地で工事(交安第51号の3)をしたから図面等はあるはずとして、本件処分の取消しを求めているところであり、以下、本件公文書の不存在を理由とする実施機関における本件処分の妥当性について検討する。

2 本件処分に係る具体的な判断

(1) 文書1の不存在について

実施機関の説明によると、松山市富久町470番地は生石村大字富久の所有であり、470番地の東側の松山市富久町469番4、同番5及び同番6は愛媛県の所有、西側は道となっており、これらは一般県道砥部伊予松山線を形成している。なお、当該道の西側にある松山市富久町471番、472番、473番及び474番のうち、472番、473番及び474番は審査請求人が一部権利を有している土地である。現公図と旧公図を対比すると、松山市富久町469番4、同番5及び同番6がある松山市富久町470番地の東側は愛媛県が道路拡幅のために用地買収をしたことによる分筆等により形状が変わっているが、松山市富久町470番地及びその西側の道並びに松山市富久町471番、472番、473番及び474番の位置関係に変更はなく、松山市富久町470番地は集合地番になった形跡もないことから、実施機関が松山市富久町470番地の地図訂正を行っていないことは明らかであるとのことである。

また、当審査会においても現公図と旧公図の対比及び登記事項証明書により、実施機関の説明のとおり松山市富久町470番地の東側は愛媛県による買収により分筆が行われたこと等から形状が変わっているものの、松山市富久町470番地及びその西側の道並びに松山市富久町471番、472番、473番及び474番の位置関係に変更はないこと、松山市富久町470番地が集合地番であった事実はないことを確認した。

以上のことを踏まえると、実施機関は松山市富久町470番地の地図訂正を行っていないことから、文書1について作成しておらず、保有していないとする実施機関の説明に何ら不自然、不合理な点は認められず、文書1は存在しないため、公開できないとの実施機関の処分は妥当である。

(2) 文書2の不存在について

実施機関の説明によると、審査請求人が主張している愛媛県中予地方局が平成30年1月15日に測量して令和4年2月1日から同年5月31日の間に松山市富久町470番地で工事(交安第51号の3)をしたから図面等はあるはずという審査請求の理由は、審査請求書に添付されている470番地の西の南側との説明がある撮影日が平成30年1月15日の写真に写っている土地に打ち込まれた鋸をもって、審査請求人は愛媛県中予地方局が測量しているものと考えていると推察するが、交安第51号の3の工事において、現況道路である松山市富久町470番地については、道路拡幅のために用地買収をした松山市富久町469番側とのすり合わせをするために路面の舗装を行ったものであ

る。松山市富久町 469 番 4、同番 5 及び同番 6 については測量をして当該用地買収の面積を明確にしているが、松山市富久町 470 番地については境界を変更していないため、測量をしておらず面積を確定する行為は行っていないとのことである。

また、当審査会において登記事項証明書により、松山市富久町 469 番 4、同番 5 及び同番 6 はそれぞれの地積を確定させて愛媛県が買収していること、松山市富久町 470 番地の登記事項は変更されていないことを確認した。

以上のことを踏まえると、実施機関は松山市富久町 470 番地の測量をしておらず、面積の算定もしていないことから、文書 2 について作成しておらず、保有していないとする実施機関の説明に何ら不自然、不合理な点は認められず、文書 2 は存在しないため、公開できないとの実施機関の処分は妥当である。

3 まとめ

以上の理由により、当審査会は、「第 1 審査会の結論」とおり判断するものである。

第 6 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

審査会の審議の経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 5 年 7 月 10 日	諮問
令和 5 年 7 月 24 日	審査会（第 1 回審議）
令和 5 年 10 月 3 日	審査会（第 2 回審議）

答申に関与した委員（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
妹 尾 克 敏	松山大学法学部教授	会 長
豊 島 徳 子	元人権擁護委員	
光 信 一 宏	愛媛大学法文学部教授	